

加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度の創設を求める意見書

加齢に伴う難聴は、日常生活を不便にし、症状の進行により人とのコミュニケーションが難しくなることで、高齢者の社会的孤立やうつ病、認知症につながるのではないかと考えられている。

また、平成27年1月に策定された認知症施策推進総合戦略においては、難聴は、加齢や遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷等と併せて認知症の危険因子とされている。

しかし、日本において補聴器の価格は、安価なものでも片耳で数万円、高価なものでは数十万円にもなるが、保険適用はされず、全額自費となるため、低所得者にとっては補聴器の購入が困難な状況であり、そのことが補聴器使用率が欧米諸国と比べて低い要因となっている。

現在の補装具費支給制度は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者のうち、障がい者手帳を所持する両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者が対象となっている。41デシベル以上の中等度以下の難聴者に関しては、購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象はわずかで、購入者の約9割は自費で購入せざるを得ない状況にある。

については、国におかれては、「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」の結果を早期に取りまとめ、加齢性難聴者に対する補聴器購入について、補装具費支給制度の対象の見直しや新たな公的支援制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		